

- 七 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書

八 施設の運営の方針

九 入居定員及び居室数

十 職員の配置の計画

十一 法第二十九条第九項に規定する前払金（以下「二時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額

十二 法第二十九条第九項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

十三 一時金の返還に関する法第二十九条第十一項に規定する契約の内容

十四 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法

十五 長期の收支計画

十六 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書（法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第二十条の五の二 法第二十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号及び第二号並びに前条第一号、第三号から第十三号まで、第十五号及び第十六号に掲げる事項とする。

（帳簿の記載事項等）

第二十条の六 有料老人ホームの設置者は、法第二十九条第六項の規定により、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

一 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録

二 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下「日常生活上の便宜」という。）の内容

三 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行つた場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

四 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容

五 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容

- 二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間
法第二十九条第十項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第二十九条第九項の家賃その他の第二十条の九に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法
二 前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法

(有料老人ホームの設置者の報告事項)
第二十一条の二 法第二十九条第十一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。
(都道府県知事への報告)
第二十一条の三 法第二十九条第十一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。
(情報の公表)
第二十二条の四 都道府県知事は、法第二十九条第十二項の規定により、同条第十一項の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
(有料老人ホーム協会に協力)
第二十二条の五 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第十三項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。
(町村の一部事務組合等)

- 令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(大都市の特例)

第二十三条 令第十三条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項及び第三条第一項、第二十一条の二から第二十二条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十四条 令第十三条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十一第一項の中核市(以下「中核市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第二項、第三条第一項、第二十一条の二から第二十二条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の長」と読み替えるものとする。

(施行期日)

附 則

1 この省令は、昭和三十八年八月一日から施行する。
(社会福祉法附則第七項に関する特例)

2 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この省令の適用については、福祉事務所長とみなす。

3 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号。以下この項において「平成十七年改正介護保険法」という。)附則第七条第二項に規定する厚生労働省令で定める有料老人ホームは、次のとおりとする。

一 平成十七年改正介護保険法の施行の日(次号において「施行日」という。)の前日までに平成十七年改正介護保険法第十条の規定による改正前の老人福祉法(次号において「旧老人福祉法」という。)第二十九条第一項の届出がなされたもの

二 旧老人福祉法第十九条第一項に規定する有料老人ホームでないものであつて、施行日の前日までに事業を開始したもの

二	ハ	口	有料老人ホームの類型
三	ト	始	当該報告に係る事業の開始年月日又は開
四	本	予定年月日	施設の竣工年月日
五	ト	本へ	施設までの主な利用交通手段
一	ト	ト	居室の状況
二	ト	ト	高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) 第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
三	ト	ト	介護等の内容に関する事項
四	ト	ト	当該報告に係る介護等の内容等
五	ト	ト	入居対象となる者
六	ト	ト	当該報告に係る介護等の利用者への提供実績
七	ト	ト	利用者等(利用者又はその家族等をい う。)の意見を把握する体制、第三者によ る評価の実施状況等
八	ト	ト	当該報告に係る介護等を利用するに当たつ ての利用料等に関する事項
九	ト	ト	施設において供与をされる便宜の内容、費 用負担の額その他の入居契約に関する重要な 事項を説明することを目的として作成した文 書の開示状況
十	ト	ト	その他都道府県知事が必要と認める事項

(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二四四)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)
(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二四五)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)
(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二四六)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)

(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二四七)

右の者は、本人職業に就いて、兼業者等一人または別業者等一人の職業者に対して貸回し、又はその他の役務若しくは業務を立入り、設置、被調査書類等の他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

令和 年 月 日

郵便封筒(押印)

郵便封筒(押印)

郵便封筒(押印)

(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二四八)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)
(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二四九)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)
(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五〇)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)

(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五一)

右の者は、本人職業に就いて、兼業者等一人または別業者等一人の職業者に対して貸回し、又はその他の役務若しくは業務を立入り、設置、被調査書類等の他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

令和 年 月 日

郵便封筒(押印)

郵便封筒(押印)

郵便封筒(押印)

(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五二)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)
(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五三)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)
(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五四)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)

(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五五)

右の者は、本人職業に就いて、兼業者等一人または別業者等一人の職業者に対して貸回し、又はその他の役務若しくは業務を立入り、設置、被調査書類等の他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

令和 年 月 日

郵便封筒(押印)

郵便封筒(押印)

郵便封筒(押印)

(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五六)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)
(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五七)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)
(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五八)	
第 号	所轄庁
職 名	氏 名(生年月日)

(表) 貸回又は立入検査を行ふ職員の証(第五条の二五九)

右の者は、本人職業に就いて、兼業者等一人または別業者等一人の職業者に対して貸回し、又はその他の役務若しくは業務を立入り、設置、被調査書類等の他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

令和 年 月 日

郵便封筒(押印)

郵便封筒(押印)

郵便封筒(押印)